

犬を飼っている皆さまへ

最近、犬の飼い方に関する苦情が多く寄せられています。

飼い犬が他の人に危害を加えたり、損害を与えたりすると、飼い主が罪に問われる場合があります。「うちの犬は大丈夫」と油断することなく、日ごろから飼い犬の適正な飼育を心がけてください。



家庭では

犬の放し飼いは禁止されています。家の敷地内であっても、来訪者に飛びかかったりすると危険ですので、リード等でつないでおくか柵で囲うようにしてください。また、飼い犬が無駄に吠えると近所迷惑になりますので、適切な「しつけ」も行ってください。

犬がいなくなったら

飼い犬がいなくなった場合は、役場や保健所で保護している場合がありますので、すぐに役場へ連絡をしてください。

狂犬病予防注射

毎年、5月と10月に狂犬病予防集合注射を実施しています。注射を受け忘れた方は、動物病院等で必ず受けさせてください。毎年1回注射を受けさせる義務があります。

飼い犬の登録を

犬を飼う場合は、町への登録が必要です。新しく犬を飼う場合や、転入・転出があった場合も登録が必要になります。また、犬が死亡した場合や、飼い主が変わった場合も必ず届出を行ってください。

散歩のときは

犬の動きが制御できるように、必ずリード等をつないで散歩させてください。散歩中に犬を放すと、道路に飛び出したり他の人や犬に飛びかかったりして、大変危険です。また、犬のフンを放置すると、不衛生だけでなく近所迷惑になりますので、持ち帰って処分するようにしてください。

お問い合わせ

環境水道課 環境衛生係
電話：72-4002